

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	別府市 市税の収納・滞納管理に関する事務 基礎評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は、市税の収納・滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたりその取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分県別府市長

## 公表日

令和7年9月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税の収納・滞納管理に関する事務
②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定に基づき、市税の徴収又は市税に関する調査に係る事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【調定登録・変更事務】 課税事務にて賦課された当初課税情報及び課税構成情報を受領し、調定情報として管理する。 【収納消込事務】 入金情報を取込み、調定額と収入額を比較し、完納・未納・過誤納の把握を行う。 【口座振替の管理】 口座振替処理を行い、結果確認を実施する。 【還付・充当事務】 収納消込、課税更正による調定変更の結果、収入が調定を超えて納め過ぎの状態になった場合、過誤納分に対して還付事務又は充当事務を行う。 【督促事務】 納期限までに完納しない納税義務者に対し、督促状を発送して納付を促す。 【返戻・公示事務】 宛所不明等の理由で督促状が返送された場合に対象者調査を実施し、再度通知書を送付する。調査しても送達について困難な事情がある場合には、公示送達を行う。 【市税滞納整理に関する事務】 ①滞納者への催告書の送付 ②納付相談の受付 ③滞納者の滞納処分に必要な情報を取得するための各種調査 ④滞納処分の実施(財産の差押、交付要求、参加差押、搜索、公売) ⑤滞納処分の執行停止 ⑥不納欠損処理の実施 【窓口事務】 納税義務者の申請により、納付書の再発行を実施する。
③システムの名称	総合収納システム、別府市総合行政システム(滞納管理システム)、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)総合収納システムファイル (2)滞納管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 債権管理課
②所属長の役職名	債権管理課長
6. 他の評価実施機関	

<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	別府市役所総務部 総務課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL:(0977)21-1251 Mail:gen-ga@city.beppu.lg.jp
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	別府市役所総務部 債権管理課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL:(0977)21-1121 Mail:col-pf@city.beppu.lg.jp
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ○ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ol>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業員に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
判断の根拠	情報セキュリティ対策の必要性などの研修を定期的に行っている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	【返戻・公示事務】 送付先不明などの理由で督促状が返送された場合に対象者調査を実施し、再度通知書を送付する。	【返戻・公示事務】 宛所不明等の理由で督促状が返送された場合に対象者調査を実施し、再度通知書を送付する。調査しても送達について困難な事情がある場合には、公示送達を行う。	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(字句の整理)
平成31年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	収納システム、滞納システム、統合宛名システム、中間サーバー	総合収納システム、滞納管理システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(システム名称の統一)
平成31年4月1日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	(1)収納管理システムファイル (2)滞納管理システムファイル	(1)総合収納システムファイル (2)滞納管理システムファイル	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない。(システム名称の統一)
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年2月28日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年2月28日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月22日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定に基づき、市税の徴収又は市税に関する調査に係る事務を行う。	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定に基づき、市税の徴収又は市税に関する調査に係る事務を行う。	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(字句の整理)
令和1年5月22日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	【還付・充当事務】 収納消込、課税更正による調定変更の結果、収入が調定を超えて納め過ぎの状態になった場合、過誤納分に対して還付事務または充当事務を行う。	【還付・充当事務】 収納消込、課税更正による調定変更の結果、収入が調定を超えて納め過ぎの状態になった場合、過誤納分に対して還付事務又は充当事務を行う。	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(字句の整理)
令和3年3月12日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	総合収納システム、滞納管理システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	総合収納システム、別府市総合行政システム(滞納管理システム)、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	事後	再実施
令和3年3月12日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年8月1日時点	事後	再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年8月1日時点	事後	再実施
令和6年8月13日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	別府市は、市税の収納・滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたりその取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	別府市は、市税の収納・滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたりその取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(字句の整理)
令和6年8月13日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定に基づき、市税の徴収又は市税に関する調査に係る事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取扱う。	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定に基づき、市税の徴収又は市税に関する調査に係る事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取扱う。	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(字句の整理)
令和6年8月13日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表の24の項	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和7年9月18日	IIしきい値判断項目 1..対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	再実施
令和7年9月18日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月1日時点	令和7年8月1日時点	事後	再実施
令和7年9月18日	IVリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転	十分である	提供・移転しない	事後	再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月18日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		人手を介在させる作業はない	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(新様式への追記項目)
令和7年9月18日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		9)従業者に対する教育・啓発	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(新様式への追記項目)
令和7年9月18日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		十分である	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(新様式への追記項目)
令和7年9月18日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠		情報セキュリティ対策の必要性などの研修を定期的に行っている	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(新様式への追記項目)